

定 款

一般社団法人 清水町ゆうすい未来機構

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人 清水町ゆうすい未来機構と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を静岡県駿東郡清水町に置く。

(目 的)

第 3 条 当法人は、社員相互の連携・協力により、地域活性化の推進機構として、町勢の発展と公益の増進に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. ブランドマーケティング推進基盤の確立推進
2. くらしを彩る町内事業者の活力増進支援
3. 快適ビジネス環境都市のブランド力を活かした事業立地促進
4. 地域イノベーション（地域経済の創造的革新）の推進及び起業・創業支援
5. 地域内外への販路拡大、交流・定住促進支援
6. 観光商品開発及び販売の支援
7. 柿田川への価値への共感・愛着の醸成支援
8. 町内の情報発信の強化
9. 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

(公 告)

第 4 条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社 員

(入 社)

第 5 条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第 6 条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(社員の資格喪失)

第 7 条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退社したとき。
2. 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
3. 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。
4. 半年以上会費を滞納したとき。
5. 除名されたとき。
6. 総社員の同意があったとき。

(退 社)

第 8 条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除 名)

第 9 条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第 10 条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第 11 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(開催地)

第 12 条 社員総会は、主たる事務所の所在地又は近隣において開催する。

(招 集)

第 13 条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より 1 週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第 14 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第 15 条 各社員は、各 1 個の議決権を有する。

(議 長)

第 16 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第 17 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

第 4 章 役 員

(員 数)

第 18 条 当法人に次の役員を置く。

理事 1 名以上

(選 任 等)

第 19 条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任 期)

第 20 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時

までとする。

- 3 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事・職務権限)

第 21 条 当法人は、代表理事 1 名を置き、理事 2 名以上の場合は、互選により定める。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(役員の報酬等)

第 22 条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 23 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 24 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金の不配当)

第 25 条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

(残余財産の帰属)

第 26 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第6章 附 則

(最初の事業年度)

第 27 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第 28 条 当法人の設立時の理事は、次のとおりである。

設立時理事 野口卓郎

設立時代表理事 野口卓郎

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第 29 条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

伊豆市柏久保7番地の18

設立時社員 野口卓郎

駿東郡清水町柿田841番地の1

設立時社員 仲田崇浩

三島市長伏115番地の5

設立時社員 諸星真孝

伊豆市梅木43番地の1

設立時社員 櫻田賢介

(法令の準拠)

第 30 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人 清水町ゆうすい未来機構設立のため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士 岩 崎 守 富は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成29年5月11日

設立時社員 野口卓郎

設立時社員 仲田崇浩

設立時社員 諸星真孝

設立時社員 櫻田賢介

上記設立時社員の定款作成代理人
駿東郡清水町伏見257番地の4
司法書士 岩崎守富